



週刊

エコノミスト

昭和30年
(1955年)

7月30日号

〔第33年〕
〔第31号〕

座談会

党略にゆがめられる

経済政策

穴ボコだらけの日米原子力協定
西独の再軍備要綱をみる

国際環境と日中貿易の前途

輸出見通しは果して明るいのか

血税は乱費されている

廃止の運命たどる独禁法

集中度高まる証券業界

企業研究
場外注目株の収益検討

(詳細は目次参照)

定価 60円
【送料 8円】

毎日新聞社

穴ボコだらけの日米原子力協定

民間では実験できないか

六月二十一日に日米原子力協定が仮調印されてから半月以上もたつて、七月六日その正文が発表されたが、その一日後七月七日日本の内閣の原子力利用準備会総合部会では、濃縮ウランの受入れ機関として、財団法人原子力研究所をつくることにきめた。そしてこのことはすぐあとの閣議で正式に政府の方針として決定されてしまった。

のようである。

ところがそうは問屋がよろさない。もちろん問屋というのは濃縮ウランを双務協定（協力のための協定）と抱合わせて日本に貸そうとしているアメリカのことである。なぜかといえばその双務協定には、第三条（A）に次のように書かれているのである。少し長くなるが大切であるから引用しよう。

第三条 A 合衆国原子力委員会によって代表されるアメリカ合衆国政府は、日本国政府が合衆国原子力委員会によって代表されるアメリカ合衆国と協議の上建設することを決定する実験用原子炉を操作するための最初の燃料および取替えのための燃料として必要で、かつ原子力の平和的利用に關連する実験のために必要な同位元素 U-二三五を濃縮したウランを、この協定に定める条件に従つて、かつ日本国政府がこの協定の規定および貸貸借取極めの關係規定を守ることができるよう

に、資材および原子炉の操作について絶えず十分な管理を維持することとを条件として日本国政府に貸貸する。（傍点筆者）

「誤訳問題」を引きおこして話題をまいた外務省の「仮訳」でも——これは単なる「誤訳」ではなく、内容を知らず判をおしたことが問題なのはいうまでもないが、——、この部分は明らかに正確であるので、外務省の仮訳を尊重

して話をすすめよう。この条項は濃縮ウランをアメリカから日本に渡すのに二つの場合があり、一つは日本政府に渡す場合（条文の前半）もう一つは特別な資格の民間機関に渡す場合であることが書いてあるのである。

さて注意してみると、民間機関へ渡す場合の濃縮ウランについての形容詞の中に、政府の場合にはあった傍点部分「かつ原子力の平和的利用に關連する実験のために必要な」という言葉がない。すなわち日本が（アメリカと協議の上資格を与えて）民間機関でつく

る実験用原子炉のために濃縮ウランを借りる場合は、その濃縮ウランを借りる量は、その実験炉の「操作に必要な量」に限られるというのである。

話がここまでくると実験用原子炉の燃料（この場合濃縮ウラン）についての科学的な説明をさしはさむ必要がある。よく知られているように原子炉というものは或る一定量以上の燃料がないと作動しない。その量を臨界量といふ。原子炉には、臨界量ぎりぎりの燃料しかもっていない原子炉もあるし、臨界量をはるかにこえる燃料を装入してゆうゆうと運転しているものもある。ところで予め原子炉に仕込む

燃料の量は、この日米協定を全く読

と、それはその原子炉を何に使うかによって、燃料の量はどうしてきめるかという

るかに上回る燃料を仕込んでおいて、子炉建設の資金の半額援助位お安い例

日本政府は、この日米協定を全く読

つまり政府としては、単なる便宜手段として、この制度をとってゆくつもりで、正しく、正確であるので、外務省の仮訳を尊重もある。ところで、予め原子炉に仕込む

燃料の量は、どうしてきめるかという
と、それはその原子炉を何に使うかに
よることは、いうまでもない。いろんな
材料をたくさん原子炉の中にもちこん
で原子炉の中性を吸わせてみる実
験（すなわち材料試験）をやったりアイ
ソトープをたくさんつくったりしよ
うとする原子炉では、それだけたくさん中
性をとりとれるから、燃料を早く消耗
する。したがって、はじめに臨界量を

るかに上回る燃料を仕込んでおいて、
制御棒で出力を調整しながら運転して
ゆく必要がある。しかし、とにかく動き
さえすればよい、運転室のボタンを押
す練習をしたりほんの少しの実験さえ
すればよい、という原子炉なら、一般
的にいって臨界量をそれほど上回る量
の燃料を仕込んでおく必要はないので
ある。

ほそぼそ燃える原子炉

以上のことを頭に入れておいて、前
記の条文を読むとピンとくるのであ
る。日本政府が実験用原子炉をつくる
場合なら「原子力の平和的利用に関連
する実験」のできる位の余裕ある原子
炉をつくれるだけの濃縮ウランを貸し
てもよい。だが日本政府が民間機関に
実験炉をつくらせる場合は、その原子
炉は操作の練習（或いはごく小規模な実
験）ができさえすればよいのだから、
まあ動くというだけの量の濃縮ウラン
でよいでしょうということをしていい
のである。

すでに本誌などでも繰返し扱われて

いるアメリカの原子力政策の方針から
みれば、これは実に至極もつともの話
なのである。アメリカからみれば日本
の民間機関が実験炉をつくって地道な
基礎実験や材料試験をやろうとする
ということなどは、考えてもみないであ
ろう。日本の民間機関は原子力のみな
らず何でもアメリカから機械を輸入し
高い特許料も唯々と払ってくれる盲目
な顧客であった。原子力についても喜
んでアメリカの発電炉を高く買って
くれるに決まっている、と考えているであ
ろう。その将来のアメリカ製発電炉の
操作練習のためであるなら、実験用原

子炉建設の資金の半額援助位お安い御
用であるというわけで、アメリカの両
院合同原子力委員会では六月十四日、
諸外国の実験炉援助のため五百万ドルの
支出を決定したのである。（ニューヨーク・タイムズ六月十五日。）

それは仕方がないとしても、日本側
はそれでよい。

民間機関たる財団法人原子力研究所
で、ロクに実験のできない実験炉をつ
くってどうしようというのであろう
か。

九条はどうなったか

米・トルコ協定の第九条は将来の原

子力発電の協力を約した条項として、
藤岡博士の「不明事件」ともからんで
その帰結が注目されていた。日本外務
省は日米協定においては、これを交換
公文に写して日本の自主性を確保した
といっているが、果して交換公文の意
味は、どんなものになっているだろう
か。

交換公文の外務省仮訳をみると、殆
ど意味のとれない言葉になっている。
そこで英文の方から意訳すると次のよ

日本政府は、この日米協定を全く読
みもせず、濃縮ウラン受け入れのため
の財団法人原子力研究所設立を決定
したのであるか、或いは、何もかも知
っていて、今度受入れる濃縮ウラン実
験炉は後続のアメリカ製発電炉の操作
練習だけでよいと考えたのか、どちら
かであろう。しかし鳩山政府は事毎に
善良で、そそっかしかったから、おそら
くこの場合も日米協定を読みもせず
に、不用意にしたことであろう。

うになっている。

本協定調印に当って、日本政府は次
のことを確認したい。本協定の第三条
にある「六ギ」という量は日本政府の
ほしい量におよばなくなるだろうか
ら、将来日本政府が原子力発電につい
ても米国と協力協定を結べる可能性が
ある。

あきれたことに、貰いもしないうち
から、これでは足りなくなるだろうか
ら、将来もつとくれるでしょうね、と念
を押したというのである。

それよりもっと重大なことは、これを見ると、日本政府は将来の「原子力発電を濃縮ウランでやる」つもりでいるらしいことだ。日本のようなウラン資源のない国が、原子力発電を濃縮ウ

多くの落とし穴

日米協定の問題点を列記して、大方の参考にしておこう。

(一) 前文に「実験用原子炉は研究に必要な量の放射性同位元素」と明記してあるように、今度の濃縮ウラン実験炉でアソトリウムを大量に生産することとはできない。なお前文には、トルコ協定の場合にあった「アメリカの民間産業からの援助」が謳われていないが、本文には第五条に民間取引がそのまま残っているから、同じことである。

(二) 第一条の定義をみるとわかるように、ことにいう実験炉とは、新しい原子炉(発電炉その他)設計に必要なデータをとる実験がどの程度行えるものか、あまり期待できそうにない。これは細目協定の問題。外務省の誤訳にあった「放射性物質の生産」は全然内容を知らぬ誤解。この実験炉はアイソト

ランで始めたなら、日本の原子力発電はアメリカの原爆工場と直結したものになってしまっているではないか。一体どういうつもりなのだろうか。

ープの生産は行わない。

(三) 第二条によって日本は、アメリカの世話にならないでつくる実験炉についても、情報をアメリカに伝える義務を負った。

(四) 第三条Aは前述の通りだが、Cには、例の「燃料要素の形と内容……変更してはならない」という文がある。灰の分析ができないということ、は技術的にみて濃縮ウランを貸りるねうちを半減させるものだが、この条項が第六条の機密資料の条項と関連して機密保持の意味をもつかどうかは今後定まる原子炉の型や細目協定できまるから、監視を要することだ。(エコノミスト・六月二十五日拙稿参照)

(五) 第四条は具体的にいえば、濃縮ウラン以外の重水や天然ウランや原子炉部品のような市場で入手できないもの

のを、アメリカ政府があっせんするという条項。これにうるさい条件がつくつかぬかは、その場合の細目協定による。しかしすでに協定の第七条にこの場合にもヒモがついていることがでている(後述)。

(六) 第五条はアメリカの民間産業が日本へ直接実験炉用資材を輸出したりすることができるとのこと。トルコ協定にあった文章をけずったので、この協定では、日本がアメリカへ資材を輸出する場合がなくなり、一方的なものになってしまった。

(七) 第六条は問題の機密条項。トルコのままだ。

(八) 第七条は濃縮ウランをはじめとする資材を約束通りの方法でつかうことを保証する措置をとることを日本政府が約束したもの。これをみると日本がそのために国内法をつくらねばならぬことは明かなようである。同じく、(C)に濃縮ウラン原子炉のみならず、(ちよつとでも)アメリカの資材をつかった原子炉はいつでもアメリカの要求があればみせると約束している。

(九) 第八条は第七条を米原子力法の第二百二十三条の保証として書きなおしたもの。このことを知らぬと、この協

定の中に同じ約束が二度もでてくるのに戸惑ってしまう。また、ナンセンスに近いことだが、トルコ協定と比べてみると、日本国政府は「保証する」という言葉が、Guaranties → Guarantees (いずれも三人称単数)へと変っている。

国際法的な言葉で米原子力法第二百二十三条につかっている Guaranties という言葉だからというのできらったのであれば、アメリカ当局もさぞ驚いたことであろう。

(十) 第九条は協定の期限がきれたら、借りたものはすぐ運賃等は日本の負担で返せという文句のいえない条件。しかし使用済燃料体は放射能を衰えさせてから運ぶのが常識だから、返すにはものすごい放射能のものをアメリカまで運ぶといった大変な仕事になるだろう。こんなことからそのときに、面倒だからもう五年借りておけ、ということにならぬようのだむ。

このようにみえてくると、大変な協定に仮調印したものだと思いたくなるが、細目協定やジュネーヴの国連原子力会議もひかえていることだから、世論の力で少しでも正しい方向へもどすほかに手がないようである。【間弘明】